

人材紹介基本契約書

_____（以下「甲」という）と、株式会社 Flexible（以下「乙」という）とは、乙が甲に対して求職者（以下「丙」という）を紹介する、有料職業紹介について下記の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（職業紹介）

1. 乙が甲に対して丙を紹介し、甲が丙を自ら選考の上、採用を内定した場合は、甲は、乙を介して丙に対して内定通知書を交付する。
2. 甲は、丙を採用する場合は、自らの責任において、法令の定めに従い丙に対して労働条件通知書を交付するとともに、雇用契約書を締結する。また、甲は、乙に対して、乙所定の方法・様式により、採用を決定した丙の理論年収の額を確認する文書を書面又は電子メールにより直ちに通知する。
3. 本契約の内容について、甲乙間で書面により別段の合意をした場合は、当該合意の内容が本契約の定めに優先して適用されるものとする。
4. 甲は、丙が他企業・他法人の求人に応募する可能性があることをあらかじめ承認する。
5. 甲は丙に関する職務経歴書、履歴書その他の応募関連書類が、丙の責任において作成されていることをあらかじめ承認し、自己の責任において採否の判断を行うものとする。
6. 甲は、丙が在職している企業・他法人または在職していた企業・他法人に連絡をしてはならない。ただし、甲が乙を通じて丙の承諾を得た場合は、この限りでない。

第2条（報酬）

1. 甲は、甲と丙が合意の上、丙の採用を決定し、入社日の属する月の翌月末までに人材紹介の報酬として、2 項に定める紹介料及びその消費税を乙が指定する下記の口座に現金にて振り込むものとする。その際の振込手数料は甲の負担とする。
2. 紹介料は丙の理論年収の〇〇%相当額（消費税は別途）とし、理論年収は常勤・非常勤の別に応じ下記の方法により算出する。

【常勤職員紹介料算出方法】

理論年収＝「月額固定給×12 か月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数（初年度の場合は賞与見込み額）」

月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋職務手当＋役職手当＋資格手当＋早朝夜勤手当＋その他諸手当（名目問わず）」

【非常勤職員紹介料算出方法】

理論年収（非常勤）＝「（時給×時間/日）×（労働日数/週）×52 週」

＋「その他諸手当＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数（初年度の場合は賞与見込み額）」

* 「日給」の場合、「（時給×時間/日）×（労働日数/週）×52 週」の部分を「日給×（労働日数/週）×52 週」とする。

* 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び源泉所得税等の控除前の金額（額面）とする。

* 上記のいずれにも該当しない場合：乙により合理的な方法にて年収額を算出し、理論年収とする。

* ただし、紹介料の下限は常勤・非常勤の別を問わず、40 万円（消費税は別途）とする。

3. 紹介した丙が、入社後 12 か月以内に前項の理論年収が変更され、それに伴い給与が増額した場合には、当初の紹介料を基準とせず、変更後の給与に基づき再算出した紹介料を請求する。その際、丙の給与の変更のタイミングは考えず、変更前の給与をもとに計算された理論年収と変更後の給与をもとに計算された理論年収を計算し、差額がある場合には速やかに支払いをするものとする。
4. 丙が入社日より 3 か月未満の期間内に甲を自己都合により退職した場合（ただし、丙の死亡、病気による場合、自己都合であっても甲の責めに帰すべき事由による退職の場合を除く）に限り、乙は甲に対し、紹介料のうち、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、甲が指定する口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする。その際の振込手数料は乙の負担とする。また甲は、甲が返金を求める場合、丙の退職から 1 週間以内に退職した旨を乙に伝えるものとし、退職等の事実を確認できる公的書類等（丙直筆の退職届や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を乙に提出する。乙は甲から提出された書類を確認し、返金事由に該当する場合、甲から通知があった日が属する月の翌月末日までに甲へ返還する。また、丙の退職から 1 週間を超えた後に乙が連絡を受けたものに関してはいかなる場合であっても返金しないものとする。
5. 甲が丙の採用を内定し、丙が内定を承諾した後から入社日の前日までに、丙の自己都合による入社辞退、もしくは丙の責による採用取り消しが発生した場合は、乙は報酬の全額を甲に返還するものとし、甲の責めに帰すべき事由によりその内定を取り消す場合は、甲は乙に対し本条第 2 項所定の紹介料の 50%に相当する金額を支払うものとする。なお、内定取り消しに伴うトラブルは甲の責任において対処するものとする。
6. 甲は、乙に支払うべき債務の弁済を怠ったときは、乙に対し、支払い期日の翌日から支払い完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 14.6%の割合で計算した額の金員を遅延損害金として支払うものとする。

【乙の指定口座】

金融機関名：楽天銀行

支店名：第四営業支店

口座番号：普通 7112701

口座名義：カ) フレキシブル ホイクノショウカイシ

退社時期	返還する紹介料
入社日から1週間未満	100%
入社日から1ヶ月未満	50%
入社日から3ヶ月未満	30%
入社日から3ヶ月以上	0%

第3条（直接採用等の禁止）

1. 甲は、乙の書面または電子メールによる承諾なく、乙から紹介を受けた丙について、乙を介さずに採用し、または採用しようとしてはならない。甲が、乙に対する紹介料その他の費用の支払いを回避し、または減額する目的で、丙に対し、乙を介さずに応募、選考、内定、入職その他の採用手続を行うよう申し入れ、勧誘し、または交渉した場合は、本項に違反したものとみなす。
2. 甲は、乙が丙を紹介した日から1年以内は、当該紹介に係る採用の成否にかかわらず、乙の書面または電子メールによる承諾なく、甲もしくはその関係会社、関連施設その他の関係先において、乙を介さずに丙を採用し、または採用しようとしてはならない。
3. 面接の日時、場所、遅刻、欠席その他面接の実施に必要な事務連絡、面接における通常の質疑応答および労働条件の説明または確認は、乙を介さない採用を目的とするものでない限り、前2項に違反するものではない。ただし、内定通知その他採否に関する重要な意思表示は、乙を介して行うものとする。
4. 甲が第1項または第2項に違反した場合、甲は乙に対し、採用、入職または雇用契約の成立の有無および交渉の結果を問わず、違約金として、第2条第2項に基づき丙を採用したものととして算定される紹介料の3倍に相当する額を、直ちに支払うものとする。
5. 甲が前項の算定に必要な丙の賃金、雇用形態その他の労働条件を明らかにしない場合は、甲が乙に提示した求人条件、丙に提示した労働条件その他の客観的資料により理論年収を算定し、これらによっても算定できない場合は、第2条第2項に定める紹介料の最低額を算定の基礎とする。

第4条（機密保持）

乙は、乙が職業紹介を行うために、甲より受領した情報を機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者、または紹介する予定の者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

1. 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
2. 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
3. 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
4. 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
5. 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第5条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、丙に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。甲が丙を採用しなかった場合、丙の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - ① 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - ② 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのに関わらず関係改善がされなかったとき
 - ③ 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第8条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第9条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第10条（裁判管轄）

第9条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲

乙 東京都港区南青山一丁目4番17号
株式会社 Flexible
代表取締役 鈴木 恵太